

# 第5期毛呂山町障害者福祉計画

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

ともに支えあい心豊かに  
安心して暮らせるまちを目指して

【第六次毛呂山町障害者計画】

【第7期毛呂山町障害福祉計画】

【第3期毛呂山町障害児福祉計画】

令和6（2024）年3月

毛呂山町



## はじめに

毛呂山町ではこのたび、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする第5期毛呂山町障害者福祉計画を策定いたしました。この計画は、第六次毛呂山町障害者計画、第7期毛呂山町障害福祉計画及び第3期毛呂山町障害児福祉計画を一体的に策定したものであり、町の障害福祉施策、障害福祉サービスの提供体制の確保、障害児の療育体制の整備など、障害のある方々が地域で暮らすために必要な施策を総合的に定めたものです。

近年、人口減少や少子高齢化が進行する中、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」の問題など、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しており、個人や世帯、地域が抱える課題やニーズも、複合化・複雑化しております。また、医療的ケアが必要な方への支援など多様化した福祉ニーズへの対応や震災、風水害、感染症等の緊急・突発的な事態への対応など、更なる福祉の充実が求められております。

このような背景を踏まえ、本計画では、「ともに支えあい心豊かに安心して暮らせるまち」の実現を基本理念とし、障害に対する理解の促進、地域生活の支援、自分らしく暮らせるまちづくりの3つを基本目標として、各種施策及び事業に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました毛呂山町障害者福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにより貴重なご意見いただきました多くの皆様に深く感謝申し上げます。

令和6年3月

毛呂山町長 井上健次

-目次-

## 第1部 序論

---

第1章 計画の概要.....	2
1 計画の背景と趣旨 .....	2
2 計画の位置付け .....	3
3 計画期間 .....	4
4 国の基本指針の見直し .....	5
5 計画の対象 .....	7
6 計画の策定体制 .....	7
第2章 障害者を取り巻く環境.....	8
1 人口・世帯の状況 .....	8
2 障害者の状況 .....	9
3 障害者数の推計 .....	17
第3章 アンケート調査からみえる現状 .....	18
1 調査の概要 .....	18
2 障害者調査の主な結果 .....	19
3 障害のある児童の保護者調査の主な結果 .....	33
4 一般町民調査の主な結果 .....	38

## 第2部 障害者計画

---

第1章 第五次毛呂山町障害者計画の評価 .....	44
第2章 計画の基本的な考え方.....	51
1 基本理念（目指すまちの姿） .....	51
2 基本目標 .....	51
3 施策の体系 .....	52
4 本計画の重点施策 .....	55
第3章 施策の展開 .....	57

## 第3部 障害福祉計画 及び障害児福祉計画

---

第1章 障害福祉計画 .....	80
1 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方 .....	80
2 令和8年度に向けた成果目標及び活動指標 .....	81
3 サービスの見込量と見込量確保のための方策 .....	90
4 地域生活支援事業の推進 .....	97
第2章 障害児福祉計画 .....	102
1 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方 .....	102
2 令和8年度に向けた成果目標及び活動指標 .....	103
3 サービスの見込量と見込量確保のための方策 .....	106

## 第4部 計画の推進体制と点検・評価

---

第1章 計画の推進体制 .....	110
第2章 計画の点検・評価 .....	111

## 資料編

---

1 毛呂山町障害者福祉計画策定委員会設置要綱 .....	114
2 毛呂山町障害者福祉計画策定委員会委員名簿 .....	116
3 毛呂山町障害者福祉計画庁内策定作業部会設置要綱 .....	117
4 毛呂山町障害者福祉計画庁内策定作業部会員名簿 .....	118
5 入間西障害者地域自立支援協議会設置要綱 .....	119
6 入間西障害者地域自立支援協議会委員名簿 .....	122
7 策定経過 .....	123

### 「障害」の表記について

近年、各所で「障害」の表記について、「障がい」や「障碍」などの表記を見かけることがありますが、以下の理由で本町（計画）では「障害」の表記を使用しています。

ノーマライゼーションの考え方の普及とともに、社会との関係性の中に「障害」＝「障壁」があるという側面があります。このため「障害」は本人を示すものではなく、自分たちに対する障壁である「社会的な障害」を取り除くべきもので、漢字の違いや障害者の暮らしにくさも、社会が生んだものであるため、私たちはその「障害」を解消し続けていくことが求められています。

表記を変えることで必ずしも障害者施策やバリアフリーを推進することにつながるとは考えていません。このため、本町（計画）では「障害」の表記を使用しています。（関連記載は57ページ参照）

なお、計画中、固有名詞などを除き、可能な限り「障害者」を「障害のある人」、「障害児」を「障害のある子ども」「障害のある児童」と表現しています。

